



平成 19 年 5 月 25 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 宮田 治
問合わせ先 取締役 田崎 政己
(TEL (048)225-5311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

定款内容の大きな変更と理由については、次のとおりであります。

変更案第 4 条は、機関として会計監査人を設置する旨を定めるためでありま
す。

変更案第 6 条は、業容の拡大に向け、発行可能株式総数を 12,000,000 株か
ら 24,000,000 株に変更するものであります。

変更案第 8 条は、文言の修正を行うものであります。

変更案第 3 1 条は、監査業務の強化を図るため、監査役の員数を 3 名から 5
名に変更するものであります。

第 6 章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第 4 0 条、第 4 1 条、第 4 2
条は、会計監査人に関する規定を定めるため新設するものであります。

その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日 (木)

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条(条文省略) (新設)	第1条～第3条(現行どおり)
第4条(条文省略)	<u>(機関の設置)</u>
第2章 株式	第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。
(発行可能株式総数)	(1)取締役会
第5条 当社の発行可能株式総数は、 12,000,000株とする。	(2)監査役
第6条(条文省略)	(3)監査役会
(単元株式数)	(4)会計監査人
第7条 当社の1単元の株式数は、1,000 株とする。	第5条(現行どおり)
(株式の発行)	第2章 株式
第8条 当社は株式に係る株券を発行す る。	(発行可能株式総数)
2 前項の規定にかかわらず、当社は単 元未満株式に係る株券を発行しないこ とができる。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 24,000,000株とする。
第9条～第12条(条文省略)	第7条(現行どおり)
第3章 株主総会	(単元株式数)
第13条～第18条(条文省略)	第8条 当社の単元株式数は、1,000株と する。
第4章 取締役および取締役会	(株式の発行)
<u>(取締役会の設置)</u>	第9条 当社は、株式に係る株券を発行す る。
第19条 当社は取締役会を置く。	2 (現行どおり)
(取締役の員数)	第10条～第13条(現行どおり)
第20条 当社の取締役は8名以内とす る。	第3章 株主総会
第21条～第23条(条文省略)	第14条～第19条(現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	第4章 取締役および取締役会
第24条 当社は、取締役会の決議によっ て、代表取締役を選定する。	(削除)
2 代表取締役は会社を代表し、会社の 業務を執行する。	(取締役の員数)
3 取締役会は、その決議によって、取 締役社長を1名選定し、また必要に 応じ、取締役会長1名および取締役 副社長、専務取締役、常務取締役各 若干名を選定することができる。	第20条 当社の取締役は、8名以内とす る。
第25条～第26条(条文省略)	第21条～第23条(現行どおり)
(取締役会の決議の省略)	(代表取締役および役付取締役)
第27条 当社は取締役の全員が取締役 会の決議事項について書面または 電磁的記録により同意した場合に は、当該決議事項を可決する旨の取 締役会の決議があったものとみな	第24条(現行どおり)
	2 代表取締役は、会社を代表し、会社 の業務を執行する。
	3 (現行どおり)
	第25条～第26条(現行どおり)
	(取締役会の決議の省略)
	第27条 当社は、取締役の全員が取締役 会の決議事項について書面または 電磁的記録により同意した場合に は、当該決議事項を可決する旨の取 締役会の決議があったものとみな

<p>す。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第28条～第30条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 （監査役および監査役会の設置）</p> <p>第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>（監査役の員数）</p> <p>第32条 当社の監査役は3名以内とする。</p> <p>第33条～第37条（条文省略） （監査役会の議事録）</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第39条（条文省略） （監査役の報酬等）</p> <p>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>（新設） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第6章 計算</p> <p>第41条（条文省略） （期末配当金）</p> <p>第42条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第43条～第44条（条文省略）</p>	<p>す。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第28条～第30条（現行どおり）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 （削除）</p> <p>（監査役の員数）</p> <p>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第32条～第36条（現行どおり） （監査役会の議事録）</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第38条（現行どおり） （監査役の報酬等）</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人 （会計監査人の選任方法）</p> <p>第40条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>（会計監査人の任期）</p> <p>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときには、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条（現行どおり） （期末配当金）</p> <p>第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第45条～第46条（現行どおり）</p>
---	---